

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）の規定にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）の規定に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、39（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、39（需要場所への

立入りによる業務の実施) に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合(新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、63(一般供給設備の工事費負担金)または64(特別供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ(工事費の負担)の適用については、64(特別供給設備の工事費負担金)の場合に準ずるものといたします。

(3) 供給電気方式および供給電圧

認定発電設備等が施設された特例区域等の需要が、15(定額電灯)(1)に該当する場合で、お客さまに特別の事情があるときには、供給電気方式および供給電圧は、15(定額電灯)(2)にかかわらず、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

3 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、29(使用電力量等の計量)(4)の規定に

かかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

4 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

5 ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置

(1) 適用範囲

従量電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 料金

各月の料金は、従量電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が16（従量電灯）(4)に定める最低料金を下回る場合は、16（従量電灯）(4)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。

イ ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割

引上限額といたします。

$$\text{ちゅらクック割引額} = \text{ロの割引対象額} \times 3 \text{ パーセント}$$

ロ 割引対象額

割引対象額は、その1月の使用電力量に16（従量電灯）(4)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ハ ちゅらクック割引上限額

1 契約につき	550円00銭
---------	---------

(3) そ の 他

イ ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。

ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。

ハ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、44（違約金）に準じて算定するものといたします。

ホ 当社は、31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、(6)（ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ヘ 30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ト その他の事項については、従量電灯にかかわる規定を準用するものとしたします。

(4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式

イ ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

$$\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 30（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

6 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(4)にかかわらず、各戸ごとに従量電灯を適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

7 供給停止についての特別措置

次の地域については、41（供給の停止）(2)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みま

す。)の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、電気の供給を停止することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

8 延滞利息についての特別措置

延滞利息は、34（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

9 この供給約款の実施等にもなう切替措置

VIII（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（65〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成日といたします。）が令和元年10月1日以降であるものから、この供給約款を適用いたします。

10 消費税法の改正にもなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支

払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

- (1) Ⅲ（契約種別および料金）の料金率については、15（定額電灯）(4)、16（従量電灯）(4)、17（臨時電灯）(1)ハもしくは(2)ロ、18（公衆街路灯）(1)ロもしくは(2)ロ、19（業務用電力）(5)、20（低圧電力）(5)、21（高圧電力）(1)ホもしくは(2)ニ、22（臨時電力）(3)、23（農事用電力）(3)または24（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハにかかわらず、次のとおりといたします。

イ 定 額 電 灯

(イ) 需 要 家 料 金

1 契約につき	64円80銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

10ワットまでの1灯につき	100円99銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	155円53銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	264円62銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	396円93銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	661円55銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	661円55銭

(ハ) 小 型 機 器 料 金

50ボルトアンペアまでの1機器につき	256円15銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	446円47銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	446円47銭

ロ 従量電灯

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	395円08銭
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	22円53銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27円97銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円91銭

ハ 臨時電灯

(イ) 臨時電灯 A

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8円94銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17円89銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17円89銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	178円47銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	178円47銭

(ロ) 臨時電灯 B

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	514円51銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	32円75銭

ニ 公衆街路灯

(イ) 公衆街路灯 A

a 需要家料金

1契約につき	54円00銭
--------	--------

b 電灯料金

10ワットまでの1灯につき	89円77銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	138円26銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	235円25銭
40ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	352円86銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	588円11銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	588円11銭

c 小型機器料金

50ボルトアンペアまでの1機器につき	220円40銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	387円61銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	387円61銭

(ロ) 公衆街路灯 B

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	395円08銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	22円53銭

ホ 業務用電力

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,711円80銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円83銭	15円38銭

へ 低圧電力

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,306円80銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円71銭	14円35銭

ト 高圧電力

(イ) 高圧電力 A

a 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,587円60銭
---------------	-----------

b 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	14円94銭	13円65銭

(ロ) 高圧電力 B

a 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,981円80銭
---------------	-----------

b 電力量料金

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	13円97銭	12円76銭

チ 臨 時 電 力

(イ) 定額制供給の場合

契約電力1キロワット1日につき	195円76銭
-----------------	---------

(ロ) 従量制供給の場合

a 23 (臨時電力) (1)イに該当する場合

(a) 低圧で電気の供給を受ける場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円45銭	16円97銭

(b) 高圧で電気の供給を受ける場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワッ ト時につき	契約電力が500キロ ワット未満の場合	17円54銭	16円12銭
	契約電力が500キロ ワット以上の場合	16円39銭	15円07銭

b 23 (臨時電力) (1)ロに該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円80銭	18円19銭

リ 農 事 用 電 力

(イ) 基 本 料 金

契約電力1 キロワット につき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	874円80銭
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	1,042円20銭

(ロ) 電力量料金

1キロワッ ト時につき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	12円57銭
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	12円44銭

ヌ 自家発補給電力

(イ) 自家発補給電力A

a 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円31銭	16円83銭

b a以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円41銭	20円56銭

(ロ) 自家発補給電力B

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワッ ト時につき	契約電力が500キロ ワット未満の場合	16円24銭	14円94銭
	契約電力が500キロ ワット以上の場合	15円19銭	13円98銭

b a 以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワッ ト時につき	契約電力が500キロ ワット未満の場合	19円80銭	18円19銭
	契約電力が500キロ ワット以上の場合	18円49銭	17円00銭

- (2) 附則 5（ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置）の料金率については、附則 5（ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置）(2)ハにかかわらず、次のとおりといたします。

1 契約につき	540円00銭
---------	---------

- (3) 別表 2（燃料費調整）の基準単価については、別表 2（燃料費調整）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	1円20銭4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	2円40銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	4円81銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	7円22銭3厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	12円03銭9厘
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまで ごとに	12円03銭9厘

小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円59銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	7円19銭2厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	7円19銭2厘

(ロ) 臨時電灯 A

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	19銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	19銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円94銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円94銭1厘

(ハ) 臨時電力

契約電力1キロワット1日につき	2円03銭9厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	3円10銭0厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31銭0厘

(ロ) (イ) 以外の場合

1キロワット ト時につき	低圧で供給を受ける場合	31 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	29 銭 9 厘